（作業環境）

第二十四条　発電用原子炉設置者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章　個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

（個別業務に必要なプロセスの計画）

第二十五条　発電用原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

2　発電用原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

3　発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

一　個別業務又は発電用原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項

二　所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は発電用原子炉施設に固有のもの

三　所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は発電用原子炉施設に固有のもの及び個別業務又は発電用原子炉施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）

四　個別業務又は発電用原子炉施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録

4　発電用原子炉設置者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。

（個別業務等要求事項の明確化）

第二十六条　発電用原子炉設置者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。

一　発電用原子炉施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は発電用原子炉施設に必要な要求事項であって既知のもの

二　関係法令のうち、当該個別業務又は発電用原子炉施設に関するもの

三　その他発電用原子炉設置者が明確にした要求事項

（個別業務等要求事項の照査）

第二十七条　発電用原子炉設置者は、個別業務の実施又は発電用原子炉施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

2　発電用原子炉設置者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一　当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。

二　当該個別業務又は発電用原子炉施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。

三　発電用原子炉設置者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

3　発電用原子炉設置者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4　発電用原子炉設置者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

（発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達）

第二十八条　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

（設計開発計画）

第二十九条　発電用原子炉設置者は、設計開発（発電用原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、発電用原子炉施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一　設計開発の段階

二　設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

三　設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

3　発電用原子炉設置者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

4　発電用原子炉設置者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。

（設計開発に係るプロセス入力情報）

第三十条　発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

一　意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る発電用原子炉施設に係る要求事項

二　従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの

三　関係法令

四　その他設計開発に必須の要求事項

2　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。

（設計開発に係るプロセス出力情報）

第三十一条　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。

2　発電用原子炉設置者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。

3　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一　設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。

二　調達、個別業務の実施及び発電用原子炉施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

三　適否決定基準を含むものであること。

四　発電用原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該発電用原子炉施設の特性を規定しているものであること。

（設計開発照査）

第三十二条　発電用原子炉設置者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。

一　設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。

二　設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

2　発電用原子炉設置者は、設計開発照査に、当該照査の対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

3　発電用原子炉設置者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

（設計開発の検証）

第三十三条　発電用原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。